墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改　正　案	現　行
（委員会の開会方法の特例） 第１２条の２　委員長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第７項第３号に掲げる新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。 ２　前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に出席しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 ３　前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第１４条第１項及び第２８条第１項に規定する出席委員とする。 ４　前３項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	〔新設〕
（秘密会） 第１７条　委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第１２条の２第１項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会については、この限りでない。	〔同左〕 第１７条　委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。